

週休2日工事に係る経費の補正について

週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第6第2項及び第9項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下の3段階で判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上
未達成	75.0%未満	21.4%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数)}}{\{ (\text{工事着手日から工事完成日}^{*1} \text{までの期間}) - (\text{控除期間}^{*2}) \}} \times 28.5\%$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数)}}{(\text{工事着手日から工事完成日}^{*1} \text{までの期間}) - (\text{控除期間}^{*2})}$$

※1 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※2 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

2 補正の方法

(1) 発注者指定型週休2日工事

(ア) 当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率の補正を行うものとする。

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表1に記載の補正係数を乗じる。

表1 建築工事以外の建設工事における補正係数

補正係数			
労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

【留意事項】

- ・ 労務費の補正について、以下については対象外とする。
 - ①工場製作工における労務費
 - ②土木機械設備工事の機械設備製作工及び機械設備据付工
- ・ 市場単価については補正しない。

【補正の計算例】

- ① 労務単価 18,500円の場合：
 $18,500円 \times 1.05 = 19,425円$ （整数止め）
- ② 機械経費（賃料） 4,970円の場合：
 $4,970円 \times 1.04 = 5,168円$ （整数止め） オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。
- ③ 共通仮設費率12.78%、地域補正1.3の場合
 $12.78\% \times 1.3 = 16.61\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $16.61\% \times 1.04 = 17.27\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
- ④ 現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正值0.23の場合
 $32.73\% \times 1.1 = 36.00\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
 $36.00\% + 0.23 = 36.23\%$
 $36.23\% \times 1.06 = 38.40\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

(ii) 建築工事

労務費に対して、表2に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、以下の表A-1②、表E-1②及び表M-1②の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても同様の表の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

表2 建築工事における補正係数

補正係数
労務費
1.05

表 A-1②

工種	新営	改修
	補正率	補正率
仮設工事	1.04	1.04
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.04	1.04
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.12
防水工事	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	1.04	1.17
石工事	1.02	1.11
タイル工事	1.03	1.14
木工事	1.02	1.10
屋根及びとい	1.02	1.11
金属工事	1.02	1.11
左官工事	1.04	1.18
建具(ガラス)	1.03	1.12
建具(シーリング)	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.06
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03

表 E-1②

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.18
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21
	プルボックス	1.03	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 M-1②

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ファンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25

【留意事項】

- ・表A-1②、表E-1②、表M-1②の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれている。
- ・見積り単価における労務費補正は行わない。

(イ) 変更設計時

週休2日の取組みが、完全週休2日または週休2日相当に満たない場合は、実施要領に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表3に記載の補正係数を乗じる。

表3 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.00	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上				
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満				

(ii) 建築工事

労務費に対して、表4に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、以下の表A-1③、表E-1③及び表M-1③の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても同様の表の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

表4 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数 労務費
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.00
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	
未達成	75.0 %未満	21.4 %未満	

表M-1③

工種	摘要	概ね達成 (達成率87.5%以上)		一定程度達成 (達成率75%以上)		未達成 (達成率75%未満)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
		保温工事	配管用	1.01	1.14	1.01	1.14
	ダクト用及び消音内貼	1.01	1.14	1.01	1.14	1.01	1.14
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファン類	1.01	1.14	1.01	1.14	1.01	1.14
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.20	1.01	1.20	1.01	1.20
衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.20	1.01	1.20	1.01	1.20

【留意事項】

- ・表A-1③、表E-1③、表M-1③の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれている。
- ・見積り単価における労務費補正は行わない。

(2) 施工者希望型週休2日工事

当初設計時においては補正を行わず、実施要領に基づく取組みを行った工事において、以下のとおり補正を行うものとする。

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表5に記載の補正係数を乗じる。

表5 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
達成	100 %以上	28.5 %以上	1.05	1.04	1.04	1.06
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.03	1.03	1.03	1.04
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01	1.01	1.02	1.03

【留意事項】

- ・労務費の補正について、以下については対象外とする。
 - ①工場製作工における労務費
 - ②土木機械設備工事の機械設備製作工及び機械設備据付工
- ・市場単価については補正しない。

(ii) 建築工事

労務費に対して、表6に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、以下の表A-1④、表E-1④及び表M-1④の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても同様の表の補正率を乗じることにより基準単価を補正する。

表6 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数 労務費
達成	100 %以上	28.5 %以上	1.05
概ね達成	87.5 %以上	25.0 %以上	1.03
一定程度達成	75.0 %以上	21.4 %以上	1.01

表A-1④

工種	達成 (達成率100%以上)		概ね達成 (達成率87.5%以上)		一定程度達成 (達成率75%以上)	
	新営	改修	新営	改修	新営	改修
	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
仮設工事	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事	1.04	1.04	1.03	1.03	1.01	1.01
既製コンクリート	1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
防水工事	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	1.04	1.17	1.02	1.16	1.01	1.14
石工事	1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
タイル工事	1.03	1.14	1.02	1.13	1.01	1.11
木工事	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
屋根及びびとい	1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	1.02	1.11	1.02	1.10	1.01	1.09
左官工事	1.04	1.18	1.03	1.17	1.01	1.15
建具(ガラス)	1.03	1.12	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	1.04	1.19	1.03	1.17	1.01	1.16
塗装工事	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
内外装工事	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
ユニットその他	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
排水工事	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 E-1④

工種	摘要	達成 (達成率 100%以上)		概ね達成 (達成率 87.5%以上)		一定程度達成 (達成率 75%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.04	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.03	1.15	1.02	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.06	1.01	1.05
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
電動機その他 接続材工事	金属製可とう電線管	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 M-1④

工種	摘要	達成 (達成率 100%以上)		概ね達成 (達成率 87.5%以上)		一定程度達成 (達成率 75%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25	1.03	1.23	1.01	1.21

【留意事項】

- ・表A-1④、表E-1④、表M-1④の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれている。
- ・見積り単価における労務費補正は行わない。
- ・一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施することとする。

3 適用年月日

令和2年4月1日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.04.01」と表示される工事から適用する。)